

健保からのお知らせ

Q A 健保スタッフがお答えします 第10回

高額療養費について



私がお答えします

詳細は健保組合まで
お気軽に
ご連絡ください。

中川奈津子



Q1 入院するのですが、窓口で支払う金額の負担が軽減される手続きはありますか？

A1 通常は、窓口で医療費の3割（6歳未満は2割）を負担しますが、「健康保険限度額適用認定証」があれば、自己負担限度額（下記Q5参照）までの支払いで済みます。



自己負担限度額
までの支払い

Q2 申請から発行までの流れを教えてください！！

A2 「健康保険限度額適用認定申請書」に必要事項をご記入・捺印し、対象者の方の保険証を添付のうえ申請してください。

Q3 では、健康保険限度額適用認定証がなければどうなるの？

A3 通常通り、窓口で医療費の3割を負担します。高額療養費に該当すれば、申請の必要はなく自動的にお支払いします。但し、退職等により資格を喪失された方は請求払いとなりますのでご注意ください。

Q4 どのように支払われるの？

A4 診療月の約2ヵ月後に病院より健保組合へ診療報酬明細書（レセプト）が届きます。その月末に事業所へお支払いします。事業主より皆様へのお支払い方法と時期はそれぞれ異なります。（詳しくは各事業所の保険事務ご担当者様にご確認ください）但し、任意継続被保険者、資格喪失者の方には個人へのお支払いとなります。

Q5 金額はどのくらいですか？

A5 下記の自己負担限度額を超えた金額が給付されます。

	自己負担限度額
一般所得者	80,100円+（総医療費-267,000円）×1% *多数該当の場合：44,400円
上位所得者 （標準報酬月額 53万円以上）	150,000円+（総医療費-500,000円）×1% *多数該当の場合：83,400円

*多数該当とは、直近の1年間に高額療養費の支給回数が3ヵ月以上になった場合、4ヵ月目から自己負担限度額が軽減される制度です。

かかった
医療費



表紙格言の著者紹介
ラ・ブリュイエール
(1645~96)

フランスのモラリスト。パリに生まれる。パリ高等法院付弁護士、大コンデ公の孫の家庭教師などを務めた。内気で引込み思案な彼が一転して大貴族の生活裏に身を置くことになり、観察と思索の良い環境にあって書き綴ったのが彼の主著「人さまざま」であり、その中の引用。